

(平成27年1月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

## 関東（山梨）厚生年金 事案 8879

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月30日から同年9月5日まで

申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いが、昭和48年8月16日にA社に入社し、C社のD課で仕事をし、52年3月15日に退職するまで継続勤務して厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社に勤務していた複数の同僚の証言及び雇用保険記録から、申立人が申立期間にA社のグループ会社であるC社で継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同職種の同僚が提出した給与支給明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるところ、当該給与支給明細書に記載された事業所名は、「C社」の押印が確認できる一方、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和49年9月5日であることが確認できる。

さらに、申立期間当時、E社F事業部に在籍し、申立人と同様にC社に勤務していたと供述する同僚二人から提出された給与支給明細書は、上記のA社に在籍していた同僚の給与支給明細書と同様「C社」の押印が確認できるところ、E社F事業部に在籍していた上記二人の同僚の申立期間に

おける厚生年金保険被保険者記録は、E社F事業部において継続している。

加えて、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和49年9月5日に資格取得した者のうち、それまでE社F事業部に在籍していた者67人（上記の同僚二人を含む。）は、全員、それまでの間はE社F事業部で厚生年金保険被保険者記録が継続している。

以上のことを踏まえると、E社F事業部においては、同社に在籍していた者について、C社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、従前の事業所で引き続き厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたものと考えられ、申立人が在籍していた同社のグループ会社であるA社においては誤って同様の処理が行われなかったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（山梨）厚生年金 事案 8880

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は7万1,000円、申立期間②は9万7,000円、申立期間③は18万5,000円、申立期間④は19万8,000円、申立期間⑤は20万円、申立期間⑥及び⑦は23万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 24 日  
② 平成 15 年 12 月 12 日  
③ 平成 16 年 7 月 6 日  
④ 平成 16 年 12 月 7 日  
⑤ 平成 17 年 7 月 12 日  
⑥ 平成 17 年 12 月 8 日  
⑦ 平成 18 年 12 月 14 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の賞与の記録が無い。申立期間については、賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間③から⑤までの賞与明細書、申立期間①から⑦までに係るB銀行C支店の総合口座通帳及び平成15年から18年までの源泉徴収票、A社から提出された申立人の「平成18年貸金台帳一覧」及び回答から判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑦までに係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書及び源泉徴収票並びにB銀行C支店の総合口座通帳及び複数の同僚の賞与明細書等により推認できる保険料控除額から、申立期間①は7万1,000円、申立期間②は9万7,000円、申立期間③は18万5,000円、申立期間④は19万8,000円、申立期間⑤は20万円、申立期間⑥及び⑦は23万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないと回答していることから、これを履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 8881

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 10 日

申立期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無い。賞与明細書を提出するので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る「2003年夏季賞与明細書」（以下「夏季賞与明細書」という。）及び元給与・社会保険事務担当者から提出された「2003夏支給控除」（以下「夏支給控除一覧」という。）から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、夏季賞与明細書及び夏支給控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額から、45万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は所有していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 52 万 2,000 円、申立期間②は 59 万 7,000 円、申立期間③は 49 万 9,000 円、申立期間④は 40 万 3,000 円、申立期間⑤は 29 万 3,000 円、申立期間⑥は 31 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 24 日  
② 平成 15 年 12 月 12 日  
③ 平成 16 年 7 月 6 日  
④ 平成 16 年 12 月 7 日  
⑤ 平成 17 年 7 月 12 日  
⑥ 平成 17 年 12 月 8 日

A社において申立期間に支給された賞与が、厚生年金保険の記録に無い。全申立期間について、賞与支給額のうち 10 万円は現金で受け取り、残りは金融機関への振り込みだったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B市役所から提出された平成 15 年の「給与支払報告書」、申立人から提出された 16 年分及び 17 年分の給与所得の源泉徴収票及びC銀行から提出された申立期間①から⑥までに係る「預金取引明細表」から判断すると、申立人は、申立期間①から⑥までにおいてA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、申立期間①から⑥までにおいて、平成 15 年の「給与支払報告書」、16 年分及び 17 年分の給与所得の源泉徴収票の「社会保険料等の金

額」から、当該期間において申立人に支払われた賞与額は、金融機関への振込額のほかに現金で10万円が支払われたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑥までに係る標準賞与額については、申立人の給与支払報告書、源泉徴収票、預金取引明細表及び複数の同僚の賞与明細書等により推認できる保険料控除額から、申立期間①は52万2,000円、申立期間②は59万7,000円、申立期間③は49万9,000円、申立期間④は40万3,000円、申立期間⑤は29万3,000円、申立期間⑥は31万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から⑥までに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないと回答していることから、これを履行していないと認められる。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 8878

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 11 日から同年 12 月 1 日まで  
申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いが、昭和 44 年 4 月 1 日に入社して 46 年 11 月 30 日の退職日まで、A 県 B 市の C 社に継続して勤務していたので、資格喪失日を 46 年 12 月 1 日に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の給与明細書等を保管しておらず、また、C 社の事業主は既に亡くなっており、同社の役員であった事業主の妻は、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について「覚えていない。」と供述していることから、申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人の父親の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、申立期間において、父親の被扶養者であることが確認でき、昭和 46 年 6 月 1 日に申立人の住所地を A 県 B 市とする健康保険の遠隔地被保険者証が交付されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。